

全柔連発第23-0498号
2023年12月8日

公益財団法人全日本柔道連盟 加盟団体 各位

公益財団法人全日本柔道連盟
審判委員会委員長 大迫 明伸
〔公印省略〕

公益財団法人全日本柔道連盟公認審判員規程の改正について

拝啓 師走の候、時下ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は本連盟の諸事業に対し格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、9月18日に開催した全国審判長会議でお話ししましたが、スポーツ庁の競技団体ガバナンスコードへの対応および国際試合審判規程（IJF規程）の毎年の更新事項を周知するために講習会受講義務を毎年に変更するなどの改正いたしました。

なお、公認審判員規程の改正に伴い、全柔連会員登録システムをリニューアルし、2024年度からは登録システムで資格の管理や講習会の受講状況の確認などが行えるようにしております。

関係各団体におかれましては、以上の趣旨をご理解戴き、審判ライセンス取得者への周知をお願い申し上げます。

（主な改正点）

1. A～Cライセンス審判員の任期（旧）4年 →（新）1年
2. 講習会の受講義務（旧）4年に2回 →（新）毎年
3. 審判ライセンスの受験資格の変更（新）年齢および段位の引き下げ・引き上げ
4. 更新講習会のカリキュラムの変更（新）コンプライアンス講習・IJF規程の改正点
5. 更新講習会受講料の減額（新）現在の規程の半額

（添付資料）

公益財団法人全日本柔道連盟公認審判員規程（2024年4月1日改正）

【問い合わせ先】公益財団法人全日本柔道連盟 大会事業課 大塚・渡辺・関口・城地

メール shinpan@judo.or.jp